

国際日本文化研究センターオープンアクセス方針

平成27(2015)年12月17日 制定
令和4(2022)年11月10日 最終改正

(趣旨)

1. 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）は、国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則に基づき、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と学術研究の振興に貢献することを目的として、センターの教職員等（以下「教職員等」という。）によって得られた研究成果及びセンターが発行した出版物に掲載された研究成果のオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果公開の権限)

2. センターは、出版社や学会等が発行した学術雑誌に掲載された教職員等の研究成果及びセンターが発行した出版物に掲載された研究成果を国際日本文化研究センター学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権はセンターには移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であると著者たる教職員等が判断した場合、センターは当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前にセンター以外の出版社や学会等から発行された出版物に掲載された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針を適用しない。

(その他)

5. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この方針は、平成27年(2015)12月17日から施行する。

附 則

この方針は、令和4(2022)年11月10日から施行する。